

**【議案第125号】**

**ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について**

**1 改正理由**

人事院の給与改定に関する勧告（令和5年8月7日発出）及び同勧告による民間給与との格差等に基づく改定として国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が一部改正されたことを踏まえ、本市の一般職に係る給料表の月額を令和5年4月1日から平均1.1%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものです。

これらに関連して、特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げなど、所要の改正を行うものです。

**2 主な改正内容**

(1) 給料表の改定

一般職（正職員，再任用職員）の給料表の月額を初任給及び若年層に重点を置いて、平均1.1%引き上げます。また、会計年度任用職員の給料表について、職員に準じて引き上げます。

**【平均改定率】**

全体1.1%（1級5.2%，2級2.8%，3級1.0%，4級0.4%，5級以上0.3%）

(2) 期末手当・勤勉手当の改定

①正職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引上げ

…改正後の期末・勤勉手当（年間）4.50月

②再任用職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引上げ

…改正後の期末・勤勉手当（年間）2.35月

③特別職（市長，副市長，水道事業管理者，教育長，市議会議員）

期末手当の支給割合を0.1月引上げ …改正後の期末手当（年間）3.40月

④会計年度任用職員

期末手当の支給割合を0.05月引上げ …改正後の期末手当（年間）2.45月

※上記の期末手当・勤勉手当の引上げ分については、令和5年度は12月の支給割合に加算し、令和6年度以降は、6月及び12月の支給割合に均等に分けて加算します。

**3 適用日**

令和5年4月1日

議案第130号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例について

**●改正の概要**

戸籍法の改正（令和6年3月1日施行）に伴い、下記に係る手数料の整備を行うものです。

**①本籍地以外での戸籍証明書等の交付（広域交付）**

本籍地以外での戸籍証明書等の交付が可能となることから、当該交付に係る事務についての手数料を徴収するための規定を整備する改正を行おうとするものです。

手数料の名称（簡略）	手数料の額
戸籍謄本等（広域交付を含む。）	450円/1通
除籍謄本等（広域交付を含む。）	750円/1通

**②戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行**

新たに戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行事務が生じることから、当該発行事務に係る手数料を追加する改正を行おうとするものです。

手数料の名称（簡略）	手数料の額
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円/1件
除籍電子証明書提供用識別符号	700円/1件

※マイナポータルで申請した場合等は無料。

**【例】**

パスポートの発給申請において、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することができるようになります。そのため、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結されます。

**③手数料の額について**

手数料の額については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において定められている手数料の額と同額としております。

令和5年12月20日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

総務生活委員会

委員長 井坂 章

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について